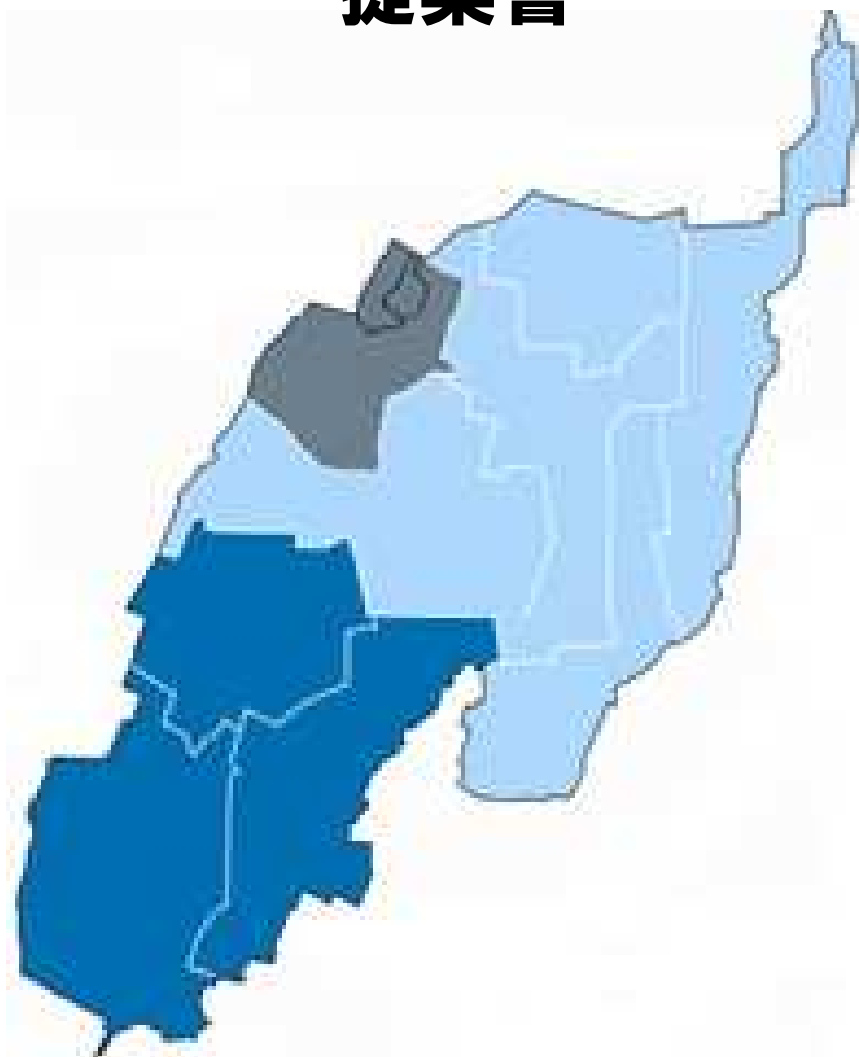


大口町これからの地域づくり 提案書



令和2年11月
大口町これからの地域づくり検討委員会

■ 目 次 ■

§ 1	「提案書」に寄せて	1
§ 2	検討の経過	3
(1)	はじめに	3
(2)	背景	4
(3)	地域の現状と課題	5
(4)	これからの地域の基本的な考え方	7
§ 3	これからの地域の理想の姿	8
§ 4	検討委員会からの提案	9
(1)	地域自治組織の考え方	9
(2)	現在の姿（特徴）	10
(3)	具体的な提案	11
§ 5	地域のイメージ	15
§ 6	付録	18
(1)	資料	18
(2)	用語説明	19
(3)	大口町これからの地域づくり検討委員会委員	21
(4)	～検討の記録～	22

§ 1 「提案書」に寄せて

大口町これからの地域づくり検討委員会アドバイザー
四日市大学学長 岩崎 恭典

平成30年11月から令和2年11月までの2年間にわたり、区長、地域自治組織のそれぞれ代表の方々からなる検討会によって、ここに、「これからの地域づくり提案書」がまとめられたことをまずは喜ぶたいと思う。

大口町は、平成16年ごろのいわゆる平成の大合併が県内で議論されていた際、「地域の自治があれば、町は消えても大丈夫」と、県内自治体では最も早く地域自治組織の必要性を認識し、その設立に取り組みだした自治体である。

この検討は、平成21年、全国的に人口減少時代に突入した今後の町のあり方、町民の覚悟を規定した「大口町まちづくり基本条例」に結実し、平成25年には、町内全域をおおむね小学校区を単位とした3地区に分けて、地域住民による地域自治組織の設立を支援してきたところである。

議論当初の平成16年ごろに比べると、全国的には、明らかに人口減少・超高齢化の問題状況が明らかになってきた。独居老人の増加、移動困難者をはじめとする生活支援を要するお年寄りの増加、さらには、空き家の激増などである。

幸いにして、大口町の場合は、令和12年ごろまでは人口が伸び続け、その後、減少に転じると見込まれているが、人口構成の高齢化は確実に進行し、令和12年には、町民の4人に1人が65歳以上の高齢者となり、約4,000人の後期高齢者と約1,500人の85歳以上の高齢者が住む町となることと予想されている。一方、先人の努力によって、大口町はしばらくの間は、財政的にも安定していると思込まれる。この財政的な余裕とまだ人口が伸び続けるという、全国的に見ても稀有なボーナス期間を活かして、来るべき人口減少・超高齢社会への対応を、町が支援しつつ、町民が検討し実施していく場が地域自治組織なのである。

この10年の間、消滅自治体というショッキングな問題提起を受けて始まった地方創生総合戦略や、団塊の世代の後期高齢者入りに備える地域包括ケアシステム、数は少なくなったとはいえ次世代育成のために重要な小・中学校のコミュニティスクール事業、そして、地域を支える人材育成を狙いとした高校における「探求」の

設定など、国においても、いわゆる「小さな自治」に期待する施策は目白押しである。

これまでの取組を振り返り、地域自治組織の認知度の低さや相変わらずの区長の仕事の多さ等の課題を明らかにしたうえで、「これからの地域の理想の姿」を実現するために改めて「行政区と地域自治組織が一体となり地域づくりに取り組む体制づくり」を目指して「地域自治組織は地区の連合体」と位置付けるこの「提案書」を、町行政・各課が知るだけでなく、できるだけ、多くの住民が知り、地域自治組織に何らかの形で参加して、「小金を稼いで大きな生きがい」を得る地域社会の実現に向かって努力していただくことを願ってやまない。

§ 2 検討の経過

(1) はじめに

私たち大口町これからの地域づくり検討委員会(以下「検討委員会」という。)は、「大口町これからの地域づくり検討委員会設置条例(平成30年大口町条例第27号。以下「設置条例」という。)」に基づき、区長経験者、地域自治組織関係者及び町職員のメンバーで構成され、平成30年11月5日から令和2年11月4日までの2年間の任期で町長から委嘱を受けました。

検討委員会は、大口町がこれまで取り組んできた住民と行政の協働によるまちづくりを継承し「自立と共助のまちづくり」の更なる飛躍を目指し必要な事項を協議するために設置されたもので、その所掌事務は、設置条例第2条に基づき、次のことについて協議・検討することとされています。

- (1) 行政区と地域自治組織^{※①}の役割に関すること
- (2) 区長への依頼事項の見直しに関すること
- (3) 行政区交付金制度のあり方に関すること
- (4) 権限と財源を地域自治組織に委ねることに関すること

そして、協議・検討結果を取りまとめたうえで、これからの地域のあり方について提案していくこととしています。

令和2年3月には、それまでの検討結果を「大口町これからの地域づくり検討委員会 中間報告書(以下「中間報告」という。)」として取りまとめました。

本提案書は、中間報告、さらには、平成23年11月に「大口町まちづくりを考える会^{※②}」が提案した「新たな地域自治組織による協働のまちづくり提案書(以下「まちづくり提案書」という。)」の内容を踏まえ、「概ね10年後の地域の理想の姿」を思い描きながら、行政区を含む地区、地域自治組織、さらには行政に対し、今後進むべき道標となるよう取りまとめました。

本書の構成としては、まずは令和2年3月に取りまとめた中間報告書の内容を振り返り、その後、私たちが描いた「これからの地域の理想の姿」、さらには、理想の姿を実現していくための提案を検討委員会から「地区」「地域自治組織」「行政」に対しさせていただいております。また、思い描いた理想の姿を少しでも具体的にイメージできるよう「コラム」を掲載させていただきました。

私たちが描いた「これからの地域の理想の姿」に共感していただき、それぞれの立場で理想の姿の実現に向け取り組んでいただければ幸いです。

なお、本書においては、「行政区」「地区」について、それぞれ次のとおり用語を整理して使用しています。

- ①行政区 地域の住民にとって一番身近な組織として従来からある『区長～区会～班長～住民』を基本とした地縁の組織
- ②地区 行政区を始め、そこで活動する老人クラブ、消防団、子ども会、NPO や事業所等の組織が連携した姿で、それらを総称したもの

(2) 背景

大口町には、大口町まちづくり基本条例（平成21年大口町条例第13号）に基づき設置された「大口町まちづくりを考える会」の提言を受け、平成25年に町内全ての地域において地域自治組織が設立されました。しかし、一方で本町には古からの地縁の繋がりによる行政区があり、活発に活動をしている状況でした。後発で設立された地域自治組織は、地域の課題を自ら発見し、解決するという組織目標を掲げるものの、まずは、地域自治組織の存在を知ってもらおうと“できるところから”と少しずつ活動を重ねてきました。

地域自治組織が設立されて7年、この間、本町の行政区の活動は活発であり、行政区の区域内の困りごとはその区域内で解決する等の公共的な役割も担ってきています。一方、地域自治組織は、地区で実施していない啓発イベント等の活動を進めてきており、まちづくり提案書の中に記されている「新しい地域自治組織」の姿にはまだ道半ばの状態と言わざるを得ません。その結果、「地域自治組織と行政区の違いが分からない」「地域自治組織のあるべき姿、目指すべき方向性が見えない」という意見が聞かれ、地域自治組織の活動が活発になるに従い、より切実な問題となってきました。

(3) 地域の現状と課題

検討委員会では、本格的な検討に入る前に地域の現状について、統計資料や検討委員による認識、さらには、区長アンケートを実施し課題の把握に努めました。


ア 統計資料から見る「地域」の現状と今後

(ア)人口動向 令和12年をピークに大口町の人口は減少


(イ)高齢化率 令和2年1月 75歳以上人口が65歳から74歳までの人口を上回る

令和22年 65歳以上の人口が30%超

(ウ)65歳以上の世帯員がいる世帯（平成7年、平成27年国勢調査）

平成7年	1,428世帯		倍増
平成27年	3,234世帯		

(エ)65歳以上の単身世帯（平成7年、平成27年国勢調査）

平成7年	83世帯		約6倍
平成27年	550世帯		

イ 区長アンケートから見える「地域」の現状と課題（令和元年11月実施、対象：平成20年度から30年度までの区長経験者）（回収率82.7% 86人）

(ア)区長の仕事

「多かったがやむを得ない」（42.9%）

(イ)行政区の活動の状況の変化

「変わらない」（73.2%）

(ウ)行政区の担うべき役割（2つまで選択可 上位3つ）

「行政への要望や働きかけ」（44人）

「地域の問題への自主的取組」（39人）

「地域内の住民の親睦を深めること」（35人）

(エ)地域自治組織の担うべき役割（2つまで選択可 上位3つ）

「地域の問題への自主的取組」（41人）

「地域内の住民の親睦を深めること」（27人）

「地域における生活環境の維持管理」（22人）

(オ)行政区を運営していくうえでの課題（3つまで選択可 上位5つ）

「役員のなり手がいない」（57人）

「役員の選出の負担が大きい」（31人）

「地域住民の高齢化」（27人）

「住民の関心が低い」（26人）

「役員の高齢化」（22人）

ウ 「地域」の様々な課題

(ア)区長の事務的仕事量が多い。

(イ)地域自治組織に対する住民の認知度、理解度が十分とは言えない。

(ウ)地域自治組織、行政区のそれぞれの本来の役割、また、これから担っていく役割が不明確である。

(エ)地域自治組織と行政区の2つの組織が並立している状況が分かりづらい。

(オ)就業年齢の延長や女性の社会進出等で社会・生活の変化が進むとともに、物事に対する価値観の多様化が進み、地域への関心度が薄くなっている。

(カ)地域自治組織は、構成単位が個人であり、取組に関しては地域住民全体を対象としなければならない。

(4) これからの地域の基本的な考え方

ア 国が求める地域の役割

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略^{※③}」 2017年改訂版
⇒ 令和2年までに地域運営組織を全国で5,000団体形成することを目標
- 「地域包括ケアシステム^{※④}」
⇒ 生活支援・介護予防・健康づくり等の部分を「地域」が担う制度
- 「地域共生社会^{※⑤}」「コミュニティ・スクール^{※⑥}」
⇒ 障がいを持つ人や生活弱者と言われる人たち、地域の子ども等のあらゆる人
たちを「地域」で支えることが求められている。

イ 行政区と地域自治組織の役割整理

- 求められる姿と基本的な役割
行政区 地域自治の根幹でもある面識社会^{※⑦}の維持
地域自治組織 地域の課題に主体的に取り組むために行政区を含む、消防団、
子ども会、老人クラブ、NPOや企業等の地域を構成する全ての
の担い手と話し合い、お互いの得意分野を活かすよう調整や事
業を企画する役割
- 広域効率、狭域有効の視点と補完性の原則^{※⑧}
〔公共的組織としての地域自治組織の役割〕
地域の間接支援として、基本的な役割を担いながら、地域全体で行う方が
効率的なもの（広域効率）、行政区の区域あるいはそれより小さい区域で行う
方が効果的なもの（狭域有効）の仕分けを行う

「これからの地域」に求められるもの



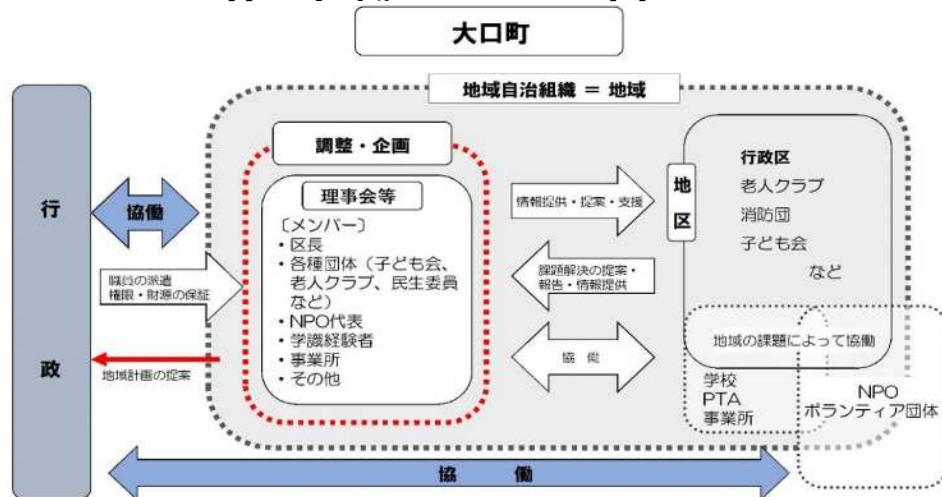
- 地域の課題解決を担う公共的組織
- 「広域効率、狭域有効」の視点と「補完性の原則」
- 地域課題の発見から解決に向けて取り組む体制

**行政区と地域自治組織が一体となり
地域課題に取り組む体制づくりが必要**

§ 3 これからの地域の理想の姿

令和2年3月に中間報告を取りまとめた後、検討委員会では、行政区のみならず老人クラブや消防団等を含めた地区との連携も必要であるとし、地区と地域自治組織が一体となり、地域の課題の発見から解決に向けて取り組んでいけるよう具体的な検討に入りました。検討を進めるにあたっては、地区と地域自治組織の現在の姿にとらわれず、少し先の社会を見据え、「こうあって欲しい地域の姿」「10年後の地域の理想の姿」を常に思い描き検討を進めてきました。

一体型組織のイメージ図



- ・住民が精神的にも行動面においても自立し、多様な取組が行われている住民自治の姿
- ・地区の様々な団体が互いに連携して地域課題について話し合い、解決策を考え、提案し、それを実行する姿
- ・行政区の区域内で解決できない地域課題について、地区を包含した地域（＝地域自治組織）で、地域内のあらゆる担い手が一緒になって話し合い、できる事を考え解決していく姿（地域自治組織が地域全体をコーディネートする姿）
- ・地域自治組織が一定の財源と権限を行政から譲渡され、自らの責任のもと、地域の課題解決に向けた取組に対し支援する姿
- ・地域自治組織が地域課題の解決に向け行政からも相談を受け、頼られている姿
- ・地域内のコミュニティが保たれ、名前は知らずとも、お互いの顔を見れば知っているという面識社会が形成されている姿

§ 4 検討委員会からの提案

「これからの地域の理想の姿」を実現していくためには、行政区を始めとした地区、地域自治組織、行政のそれぞれが現状の姿に満足せず、更なる改革を進めていく必要があります。検討委員会では、地域自治組織について、次のように整理したうえで、「これからの地域の理想の姿」を実現するための提案をします。

地区、地域自治組織、行政においては、本提案を常に意識し、提案事項に対する進捗状況を確認し、見直しながら改革を進めていくようお願いいたします。

(1) 地域自治組織の考え方

《地域自治組織は地区の連合体》

ア 地域自治組織とは

おおむね小学校区を単位とした区域内の行政区を始めとした地区を包含した組織で、地区の連合体をイメージした組織です。

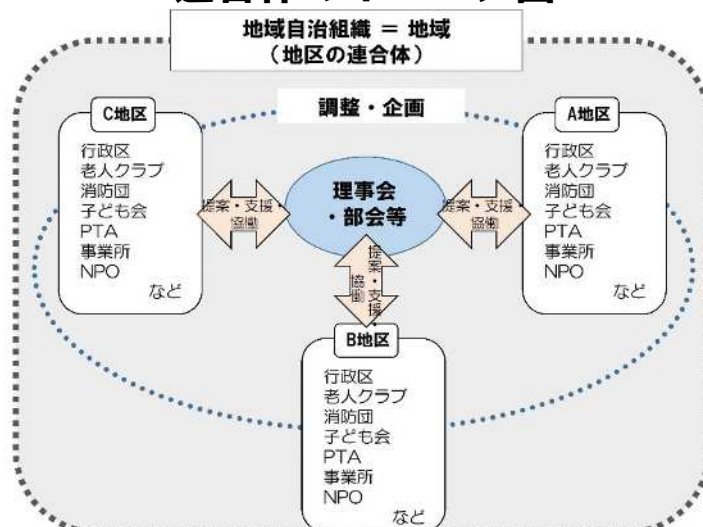
イ 地域自治組織の会員

地域自治組織は地区を包含した組織であるため、地区を構成する全住民が会員となります。したがって、行政区、子ども会、老人クラブ、消防団、NPO等の団体のほかPTA、学校、事業所といった地区の構成員は、地域自治組織の会員でもあります。

ウ 地域自治組織の理事会等

各地区から選出された代表者で構成され、行政から委ねられた権限と財源の用途や配分を決定する機関です。

連合体のイメージ図



(2) 現在の姿（特徴）

ア 地区の姿（特徴）

(ア) 区長は、行政区の代表者であるとともに、行政に対する窓口の役割を一手に担っています。そのため、行政からの依頼事項のほとんどを引き受け、自ら事務処理をしています。また、行政等が主催する行事、地区の団体からの来賓案内等も多くあり、こういったことにも多くの時間が割かれています。

(イ) 一部の行政区では、地区の団体の総会等や行事に区長が出席するにあたり、区長の個人的な負担が生じています。こういったことも、区長の引受け手を少なくする要因だと考えられます。

(ウ) 区長の任期は1年であり、任期中に疑問を感じた事項についても次年度の役員に引き継ぐことが難しい状況です。このため、改革がしにくく、前例踏襲となりがちな傾向があります。

(エ) 行政区の『区長～区会議員～班長～住民』という住民への伝達や住民の声を聴く仕組みは、古くから培われたものであり、面識社会を形成するうえで強みであると言えます。

(オ) 老人クラブや子ども会、消防団等といった組織は、概ね行政区の単位で構成されています。それぞれの活動内容や分野において行政区との繋がりはありますが、これらの団体が行政区の区域内で一堂に会して、その区域内の課題について話し合う場は設けられていないのが現状です。

イ 地域自治組織の姿（特徴）

(ア) 地域自治組織の役員は選出にあたり、行政区からの推薦は受けているものの、区民による選挙等による選出ではないため地域住民の認知度は低い状況です。

(イ) 地域自治組織の役員の任期は、複数年となっており地域の課題解決に繋がる事業を継続的に企画・調整するうえで強みであると言えます。

(ウ) 地域自治組織の役員は、事業の企画や実施にあたり、関係機関との連絡調整等に多くの時間と労力を費やしていますが、実費弁償にも満たない報酬で活動しています。

(エ) 地域自治組織主催の事業は、広く名前を知ってもらうために集客を目的とした啓発事業が多くなる傾向にあります。

(オ) 地域自治組織の事業の多くは、役員のみで企画から実施までが行われてい
ます。徐々に広がりを見せているものの、地域全体をコーディネートするという
地域自治組織の役割には至っていない状況です。

(カ) 地域自治組織には、地域内での連携を深めるため、地域内に事務所を設置し
事務員等を配置して、役員や地域の方、団体等が集える事務所が必要ですが、
まだ設置できていない組織があります。

(3) 具体的な提案

《行政区と地域自治組織の役割に関すること》

ア 地域自治組織の体制強化

(ア) 地域自治組織に対する提案

- 事務所を設置し、事務局体制を整える。
- 事務局には、町の職員等の行政との橋渡し役を担える人材を配置し、事務局機能を充実させる。
- 事務所は、子どもからお年寄りまで地域住民が気軽に集えるような場づくりに努める。
- 事務局体制が整い次第、地域内の行政区の事務処理も担う等の区長の事務負担軽減にも努め、地域が一体となるよう取り組む。

(イ) 行政に対する提案

- 地域自治組織に事務所を設置し、事務局体制を整備するために財政面も含め最大限の支援をする。
- 事務局を整え効率的に運営するため、速やかに町の職員の配置等の必要な人的支援をする。
- 国において、地域自治組織に適した法人格が示された際には、法人格取得に向け全面的にサポートする。

イ イベント、事業の見直し

(ア)地区に対する提案

- 行政区は、面識社会を維持するために、その組織体制を活用し、生活の基盤を支える活動を継続して実施する。
- 地区は、その区域内の関係性の強みを活かし、各種委員等の地元推薦の役割を担い、行政区は、それをサポートする。
- 地域内の他の行政区との連携を模索し、広域でやった方が効率的な部分については、地域自治組織の理事会等に提案し、活動に係る役割を分担する。

(イ)地域自治組織に対する提案

- 行政区を始めとした地区と連携し、老人クラブ、子ども会、各種団体や事業所等と意見交換会を開催する等の地域の課題を把握する仕組みを構築する。
- 地域自治組織の役員は、複数年の任期である強みを活かし、課題解決に繋がる活動を行政やNPO等とも連携しながら事業企画をする。
- 事業の目的や役割の明確化、細分化をしたうえで事業協力者を募る仕組みを構築する。
- 地域自治組織で企画・実施されている各種事業は、事業目的を再確認したうえで、事業の精選や地区との連携による実施方法等を見直す。

ウ 役員数の整理

(ア)地区に対する提案

- 行政区は、今後も面識社会を維持していくために『区長～区会議員～班長～住民』といった組織体制を維持するよう努める。

(イ)地域自治組織に対する提案

- 地区と連携し、地域内の多くの会員が関わることができる協力体制を構築し、役員の役割及び人数を整理する。

(ウ)行政に対する提案

- 地域の活動にしっかりと目を向け、各種委員が地域内で連携できるよう制度そのものを整理し見直す。

《区長への依頼事項の見直しに関すること》

エ 区長業務の見直し

(ア) 地区に対する提案

- 行政区は、区長にその区域内での行事や事務処理の負担等が集中しないよう役割の分散化をするとともに、広域効率、狭域有効の観点を持って地域自治組織に移行できる事業を模索する。また、組織の継続性を保つため、副区長制度を充実させる。
- 区長は、地域自治組織の理事になり理事会等に出席する。
- 区長と地域自治組織の理事を始め、行政区と地域自治組織は、両者が共に協力する意識を持ち、行政区の区域内の課題解決に努める。

(イ) 地域自治組織に対する提案

- 地域自治組織と行政区が連携するために、地域自治組織の理事会等に区長が入る仕組みを構築する。
- 区長が地域自治組織の理事会等に出席することで、区長しかできないことと他の理事等でできることの仕分けを行い区長の負担軽減を図る。
- 事務局体制を整備し区長の事務負担を軽減することで、区長を引き受けやすい体制を整備する。
- 地域自治組織の理事や区長を始め、地域自治組織と行政区は、両者が共に協力する意識を持ち、地域内の課題解決に努める。

(ウ) 行政に対する提案

- 行政は、行政区への依頼事項を精選するとともに、区長のみへの依頼とせず、内容により分担するよう心掛ける。
- 区長会の開催日時や回数を見直すことで、区長会に出席しやすい体制を整備する。
- 区長へ来賓案内を出している行政主催の各種事業については、来賓の案内先を今一度見直す。
- 区長の報酬額については、しばらく見直しがされていないため、過去の区長への依頼事項の量や内容、また、地域自治組織の理事等に対する報酬額とのバランスを考慮して見直す。

《行政区交付金制度のあり方に関すること》

オ 行政区交付金等の見直し

(ア) 行政に対する提案

- 行政から交付する交付金等は、申請や実績報告に係る区長の事務作業を軽減するため、地域自治組織へ集約する。
- 住民の生活の基盤を支える業務、事業に係る交付金は、地域自治組織を經由して行政区に交付する。
- 地域の課題解決に繋がる業務、事業を促す交付金メニューを新たに設ける。
- 交付金のメニューについては、その都度状況を見ながら絶えず見直す。

《権限と財源を地域自治組織に委ねることに関すること》

カ 権限と財源の委譲

(ア) 地域自治組織に対する提案

- 財源は税金であるため、住民に対する説明責任や公平性の観点を持つ。
- 地域自治組織は、委ねられた財源の用途を決定する過程を明確化する等の透明性の高い仕組み、組織体制を構築する。

(イ) 行政に対する提案

- 地域自治組織に事務所、事務局体制が整備された際には、地域自治組織に一定の権限と財源を委ねていく。また、法人格を取得したときには、その範囲を広げていく。
- 地域担当職員を始め、行政は万全なサポートをしながら徐々に権限と財源の委譲を進めていく。

§ 5 地域のイメージ

「これからの地域の理想の姿」のイメージは…

みんなパト

私は、小学4年と1年の娘、母と同居しているひとり親家庭です。私が住むこの辺りは集落が点在していて田んぼや畑が多く、のどかと言えは聞こえはいいけれど、子どもたちが通学するには少し不安な場所です。朝夕は、通り抜けの通勤車両も多く危険な場所です。私は仕事があり、登下校には付き添えないし、同居の母も足が悪い状態です。



最近、地域自治組織の活動で、登下校時“みんなパト”として、見守りをしてくれる人が増えました。活動が分かりやすいようお揃いのワッペンを付け、犬の散歩をしながらや健康を兼ねたウォーキングをしながら、登下校の見守りをしてくれています。家の付近の掃除や畑の草取りをしながら、ついでに見守るだけで“みんなパト”活動になるため、足の悪い母も夕方になると“みんなパト”のワッペンを付け、家の外に出るようになりました。地域の皆さんが子どもたちを見守り、声を掛けてくれるだけでも安心できます。

ひとり暮らしの高齢者

私は、半年前に夫を亡くした82歳の高齢者です。車の運転はできず、自転車にも乗れないため、生活がどうなるか心配でしたが、地域自治組織の「まかせて安心 介縁隊」にお世話になりながらなんとかひとり暮らしを続けています。



週に2回町内のスーパーへの買い物や病院への送迎、近くの集会所でのご近所カフェにも誘ってくれます。

ご近所カフェでは、近所のお年寄りや子どもを連れた若いお母さんたちとおしゃべりをしたり、健康のための体操をしたりと、以前より元気になってきました。時々、

無理のない範囲で子守も頼まれ、私にもまだできることがあるんだなぁと嬉しく思います。

関東に住む一人息子が同居をしようと言ってくるのですが、住み慣れた土地を離れるつもりはありません。地域の人たちにお世話になりながらここでずっと暮らしていくつもりです。

ご近所カフェ

私には、双子の0歳児と2歳の息子がいます。3人の幼い子どもを連れ、見知らぬ土地に転入して3か月、運転免許がなく、外出もままならない状態で、最初はどうなることかと思いましたが、地域自治組織のご近所カフェと「まかせて安心 介縁隊」の皆さんのおかげで、楽しく過ごせています。



「まかせて安心 介縁隊」の皆さんは、子どもたちの検診のときは送迎をお手伝いしてくれたり、ご近所カフェに行くと、地域の皆さんが子どもたちを見てくれるので、先輩ママさんたちとの子育ての悩み事相談もでき息抜きになります。

アパートに引きこもってばかりの生活から、外に出る機会も増え、子どもたちも家でのやんちゃが少なくなった気がします。

できれば、このままこの土地で地域の皆さんに見守られて子育てをしていきたいと思います。

技能実習生

私は、カンボジア国籍の技能実習生です。日本に来て3か月、会社では、日本語の分かる友達が通訳してくれるけど、普段の生活は日本語が分からないととても不便です。迷惑をかけるつもりはありませんが、ゴミの捨て方も分かりませんでした。



先日職場の友だちに誘われて参加した地域自治組織の料理教室で出会った人たちは、皆さんとても親切で、ゴミの分別に困っていると言ったら、外国語に翻訳したごみの分別のチラシをくれました。また、町内で開催されている日本語教室の案内もしてくれました。せっかく日本にきたので、もう少し日本語が上手くなるために通ってみようと思います。

地域自治組織には、料理教室の先生を頼まれました。みんなに美味しいカンボジア料理を食べて欲しいと思います。

地域の色々な行事に参加するようになり、知り合いも増えました。最初は一人で日本に来て不安だったけど、楽しい生活になりそうです。

近所の空地

私の家の周りは住宅地で、ちらほらと空地もありますが草も刈られ整備が行き届いています。

数年前、これらの空地は、草が茂り、交差点の見通しも悪くしていました。当時、役場に相談しても、役場は地主に注意喚起の手紙を送ってはくれるものの地主は一向に草刈りをしてくれず、困っていました。



地域自治組織ができて数年後、地域自治組織の環境部会で、遠方に住む地主のために空地管理サービスを始めたと聞きました。空地管理サービスは、少しの費用をいただきながら地主に代わって草刈り等の管理を行う事業で、役場ともタイアップして周知を図っているそうです。

今では、このサービスが定着し、地域内の空地管理が行き届いており、住みやすい環境が確保され、大変感謝しています。

§ 6 付録

(1) 資料

大口町まちづくり基本条例（抜粋）

第 4 章 地域自治組織

(地域自治組織の定義)

第 9 条 地域自治組織は、地域のつながりを基礎にした住民にとって身近な公共的組織であり、「自立と共助の精神」を持って地域共通の課題解決に努め、住民のより良い暮らしの実現を目指し活動する組織です。

2 地域自治組織は、住民が主体になって地域の特色に応じた価値の創造や地域固有の課題解決が進められるよう、おおむね小学校区を単位とした区域で設立された次に掲げる組織をいいます。

(1) 大口町南地域自治組織(平成 25 年 12 月 8 日設立)

(2) 大口町北地域自治組織(平成 25 年 7 月 7 日設立)

(3) 大口町中地域自治組織(平成 25 年 7 月 28 日設立)

(地域自治組織の役割)

第 10 条 地域自治組織は、自ら解決できる地域の課題については、自らが考え決定し主体的に取り組むものとします。

2 地域自治組織は、自らが解決できない地域の課題については、町の執行機関やその他のまちづくりの担い手と連携し、その解決を図るものとします。

(地域自治組織と町の執行機関の関係)

第 11 条 町の執行機関は、地域自治組織が地域自治を担うために必要となる組織や制度の整備について、地域自治組織と話し合い取り組みます。

2 町の執行機関は、地域自治組織の自立性と自主性を尊重し、地域自治を実現するために必要な権限と財源を地域自治組織に委ねるものとします。

(2) 用語説明

- ① 地域自治組織…住民が、共通の課題を身近に感じ、その解決のために一緒に取り組むことができる身近な地域を単位とした組織（区域）
- ② 大口町まちづくりを考える会…平成 21 年 6 月 22 日に施行された「大口町まちづくり基本条例」の附則第 2 項に規定された
 - ・地域自治組織の区域の新たな設定に関する事項
 - ・地域自治組織の組織や制度の整備に関する事項
 - ・権限と財源を地域自治組織に委ねることに関する事項について必要な調査及び協議を行い、協議において合意された地域自治組織のあり方について町長に報告、提案をしていくことを目的に設立された会
- ③ まち・ひと・しごと創生総合戦略…人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保し、「活力ある日本社会」を維持するため、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべき、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画
- ④ 地域包括ケアシステム…住民が住み慣れた地域及び家庭で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援等のサービスや包括的な支援を切れ目なく提供できる体制
- ⑤ 地域共生社会…社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会
- ⑥ コミュニティ・スクール…社会総掛かりで教育を実現するうえで、これからは「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育てる「地域とともにある学校」を目指すための仕組み
- ⑦ 面識社会…生活基盤の共有や旧村単位等、共通の歴史等により、名前は知らずとも、お互いの顔を見れば知っている程度の繋がりを持っている社会

- ⑧ 補完性の原則…決定や自治等をできるかぎり小さい単位で行い、できないことのみをより大きな単位の団体で補完していくという概念。個人（家族）でできることはまず個人（家族）で、できないことは地域が行い、それでもできないことを行政（市町村）が行うという考え方

(3) 大口町これからの地域づくり検討委員会委員

氏 名	所 属 団 体 等
佐竹 重夫	南地域自治組織 前会長（～令和元年5月18日）
大森 明輝	南地域自治組織 会長（令和元年5月19日～）
酒井 武美	北地域自治組織 会長
近藤 喜昭	中地域自治組織 会長
◎ 三輪 初昇	元南地域自治組織 会長
松永 秀視	平成30年度中小口区長（区長会長）
井戸 雅晴	平成29年度下小口区長（区長会長）
○ 近藤 功司	平成29年度余野区長、中地域自治組織理事
加藤 憲司	平成30年度秋田区長、南地域自治組織会計
兼松 昌史	大口町 学校教育課
近藤 昌利	大口町 建設課

※◎委員長 ○副委員長

●大口町これからの地域づくり検討委員会アドバイザー

四日市大学 学長 岩崎 恭典氏

(4) ～検討の記録～

回	月 日	内 容
1	平成30年 11月5日(月)	○「大口町これからの地域づくり検討委員会」 設置目的等の説明 ○区長アンケートについて
2	12月18日 (火)	○大口町まちづくり基本条例の概要について ○区長制度の検討経過について ○地域を取り巻く国の動向について ○区長アンケート(修正版)について
3	平成31年 1月15日(火)	○地域自治組織、行政区それぞれの現状と課題につ いて(グループワーク)
4	2月14日(木)	○地域自治組織、行政区それぞれの現状と課題につ いて(グループワーク)
5	3月14日(木)	○「これからの地域のあり方」について(岩崎先生)
6	4月25日(木)	○平成31年度スケジュール(案) ○課題整理と解決に向けた話し合い
7	令和元年 5月23日(木)	○地域自治組織の経緯、成り立ちについて(大森補 佐) ○地域自治組織の必要性について(小島課長)
8	6月17日(月)	○行政区と地域自治組織の連携体制について(グル ープワーク)
9	7月23日(火)	○検討委員会で出された課題の整理、分類について (グループワーク)
10	8月23日(金)	○一体型モデル組織について

	8月24日(土)	<p>これからの地域づくり講演会</p> <p>～50年後も元気な大口であり続けるために～</p> <p>■第1部 これまでの大口町の地域づくりについて まちづくり座談会の取組み</p> <p>■第2部 「これからの地域に期待されること」 四日市大学学長 岩崎恭典氏</p>
	9月5日(木)	<p>分科会</p> <p>○行政区と地域自治組織の一体型組織について</p>
11	9月18日(水)	<p>○行政区と地域自治組織の一体型組織について(グループワーク)</p> <p>※各区の仕事を洗い出した後、組織をイメージ</p>
12	10月9日(水)	<p>○区長アンケートについて</p> <p>○行政区と地域自治組織の一体型組織について(グループワーク)</p>
13	11月13日(水)	<p>○区長アンケートについて</p> <p>○地域自治組織と行政区の役割について</p> <p>○行政区と地域自治組織の一体型組織について(グループワーク)</p> <p>※地域自治組織と行政区の役割を整理し、それぞれで今後求められる取組を確認</p>
	11月18日(月)	<p>区長・これからの地域づくり検討委員会合同視察研修</p> <p>視察先：富山県南砺市</p> <p>南砺市協働のまちづくり支援センターの視察</p>
	12月11日(水)	<p>区長・これからの地域づくり検討委員会意見交換会</p> <p>○新しい地域自治組織による協働のまちづくり提案書の振返り</p> <p>○意見交換会</p>

14	12月17日 (火)	○区長アンケート調査結果概要について ○これまでの意見の振返りにについて ※これまで検討委員会で検討してきた内容や意見を 確認
15	令和2年 1月21日(火)	四日市大学学長 岩崎恭典氏出席 ○「ますます高まる地域自治組織の必要性、重要性」 講義 質疑応答
16	2月19日(水)	○「これからの地域づくり検討委員会検討結果中間 報告(案)」について ○意見交換 ○今後の進め方
17	3月16日(月)	○「これからの地域づくり検討委員会検討結果中間 報告(案)」について ○意見交換
	3月18日(水)	「大口町これからの地域づくり検討委員会中間報告 書」町長報告
18	6月4日(木)	○行政区交付金等の見直しについて
19	6月25日(木)	○組織イメージ(案)について ○地域の課題解決に繋がる事業イメージについて
20	7月16日(木)	○地域の課題解決に繋がる事業について ○地域の課題解決に繋がる交付金と組織体制につい て
21	7月29日(水)	○地域交付金メニュー(案)について ○区長会の開催日時等の見直しについて
22	8月11日(火)	○区長会の開催日時等の見直しについて ○新たな地域自治組織の組織体制について
23	8月27日(木)	○地域交付金について

24	9月16日(水)	○最終報告書に向けた協議事項の確認について
25	10月15日 (木)	○「大口町これからの地域づくり検討委員会最終報告書(案)」について
26	10月28日 (水)	○「これからの地域づくり提案書(案)」の最終確認について
	11月4日(水)	「大口町これからの地域づくり提案書」町長報告